



薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）



チケット申請の流れ

【チケット申請交付対象】

市内に生息する猫に不妊手術を受けさせようとする、市内に居住し、かつ異なる世帯に属する2名以上の成人で構成される団体。

事前準備

(1) 事業の理解

①公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という）の「行政枠同意事項」及び「薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）取扱要領」を確認し、事業をよく理解してください。

※飼い猫や譲渡予定の猫は、チケットを利用することはできません。

(2) 地域住民等への説明

①近所の方や自治会長（施設においては施設管理者）へ説明を行い、活動への理解と承諾を得てください。後のトラブルを防ぐため、必要に応じて同意書などを作成しておくとういでしょう。

②理解が得られないまま事業を利用し、地域住民等とトラブルになった場合、市は責任を負いかねます。（取扱要領第10条参照）

(3) 猫の頭数の把握

①チケット利用予定の猫の頭数を把握してください。チケット交付申請の際、必要です。

②仮にチケットが余った場合は、必ず返還していただきます。

(4) 捕獲・運搬方法の検討

①捕獲はできるか、どのように行うか、病院までの運搬はどうするかなど、捕獲や運搬方法について検討し、その準備を行ってください。

②捕獲器は、市環境課で貸出を行っています。必要な場合はご相談ください。ただし、数に限りがありますので、ご希望に添えないこともあります。

(5) 動物病院の選定（仮予約）

①チケットが利用できる病院（協力病院）は、どうぶつ基金のホームページで確認できます。

チケット交付申請書の提出（毎月25日まで）

申請内容によっては、申請を翌月にずらす等調整させていただくことがありますので、ご了承ください。

(1) 申請書類の作成・提出

①事前準備が終わったら、市環境課へ、チケット交付申請書（様式第1号）、チケット交付条件確認書（様式第2号）、その他必要な書類等を提出してください。

内容確認後、申請が適切である場合は、市環境課が毎月1～5日にどうぶつ基金専用サイトより行政枠チケット交付申請をします。

どうぶつ基金においても審査があり、希望通りの枚数のチケットが交付されない場合があります。あらかじめご了承ください。チケットが不足する場合、自費または次回の申請をご検討ください。

交付決定通知書、チケットの受領

(1) 交付決定通知書の送付、チケット交付

- ① どうぶつ基金からチケットが交付された場合、交付決定通知書を送付します。
- ② チケットは環境課窓口で交付しますので、送付された交付決定通知書及び身分証明書をご持参ください。

(2) 動物病院の予約

- ① 動物病院の予約をお忘れのないようお願いいたします。予約が取れなかった場合、病院の変更やチケットの有効期限の延長はできませんので、交付決定通知書が交付され次第、直ちに予約してください。

TNR活動実施

※活動の写真や記録をお願いします。(利用報告時に必要です。)

※動物病院において支払いが発生した場合は、内訳の分かる領収書もらってください。

(利用報告時に必要です。費用の補助等はありません。)



利用報告書の提出(手術の翌日から7日以内)

(1) 報告書の作成・提出

- ① TNR活動実施後、速やかに報告書を作成し、市環境課にご提出ください。

【提出するもの】

- ・チケット利用報告書(様式第7号)
- ・不妊手術を実施した猫の写真(手術前・手術後)
- ・TNR活動の様子が分かる写真
- ・領収書(不妊手術以外の支払いが発生した場合のみ、内訳が分かるもの)

- ② チケットが余った場合は、必ずご返却ください。

利用報告書を基に、市環境課においてどうぶつ基金へ完了報告を行います。

完了報告をしない場合、次回以降のチケット交付申請ができなくなりますので、利用報告書は速やかに提出してください。

